

議案第五三號

三朝町立保育園保育料徴収条例の制定について
三朝町立保育園保育料徴収条例を次のように定める

昭和二十八年十二月二十日提出

三朝町長 坂出 兼



昭和廿八年十二月廿八日

議長 天野 廉三



三朝町立保育園保育料徴収条例

第一条 保育料の徴収に付してはこの条例の規定の定めるところによる。
第二条 法律五十六條第二項の規定により生活保護法の適用を受けるものに付しては全額免除としその他の者に付しては次に掲げる金額を徴収する。

一人 一ヶ月 貳百円

第三条 保育料は町長の発行する納額告知書により毎翌月十日までに、三朝町収入役に納付しなればならない。

第四条 月の保育日数が七日に満たない場合においては一ヶ月以上の保育料を徴収する。保育料の滞納が正當な事由なくして一ヶ月以上滞りたる場合は退園を命ずることができ、但し止むを得ない場合においてはこれを免除することができ、

附 則

- この条例は公布の日から施行する。
- 本条例の適用に関する條例(昭和二十八年三朝町條例第五号)中保育料は廃止する。